

## 中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	京都府
②対象機関	文化庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	<p>○京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、以下の通り、計画的・段階的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西・京都地域の官民の協力を得て、国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うため、平成29年度から「地域文化創生本部(仮称)」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。</li> <li>・上記と並行して、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年1月からの通常国会を目途に提出し、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。</li> </ul> <p>なお、抜本的な組織改編と並行して文化関係独立行政法人の在り方について、検討を進める。</p>
④H28年度取組実績	○平成28年12月の文化庁移転協議会(第3回)で、「文化庁の移転について」において、「地域文化創生本部」の具体的な内容や本格移転先の候補等について取りまとめ。
⑤H29年度取組実績	<p>○平成29年4月、京都市東山区に文化庁地域文化創生本部を設置。京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的なメリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組・本格移転の準備を行うため、一部先行移転として地元の地方公共団体、経済界、大学等の協力を得て約40名体制を構築。</p> <p>○平成29年7月の文化庁移転協議会(第4回)で、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」において、①京都に文化庁本庁を置くことなど組織体制の大枠、②移転場所を現京都府警察本部本館とすること、③移転時期を遅くとも平成33年度中を目指すこと等についてとりまとめ。</p>
⑥H30年度取組予定(平成30年度予算の状況含む)	<p>○京都への移転に向け、文化庁の機能強化に係る文部科学省設置法改正等を経て、平成30年10月に組織改編を行い、「新・文化庁」を発足させる。</p> <p>○平成30年度文化庁予算については、総額1,077億円(対前年度35億円増)を確保している。 うち、先行移転に係る費用:地域文化創生本部管理費等(105百万円)</p> <p>○平成29年7月の文化庁移転協議会(第4回)においてとりまとめられた「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」において本格移転先とされた京都府警察本部本館について事業主体となる京都府において庁舎整備の設計に着手する。</p>
⑦定員・配置の状況	<p>○平成29年4月、京都市東山区に文化庁地域文化創生本部を設置。</p> <p>(平成30年度機構・定員) 改正された文化芸術基本法及び文化庁の京都への移転を見据えた機能強化を図るための体制整備として、文化庁全体として22人増員。</p> <p>(平成30年度 地域文化創生本部事務局職員構成: 38人) ・文化庁等: 15人 ・地方公共団体: 17人 ・企業・経済団体: 4人</p>
⑧地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	あり
⑨地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	<p>【位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府地域創生戦略:基本目標3 京都への人の流れをつくる「文化庁等の政府関係機関の移転の推進」</li> <li>・京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略:基本目標4施策2 日本の伝統・文化を基軸とした「世界の文化首都・京都」の実現「文化庁など政府関係機関の京都市への移転」</li> </ul> <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府地域創生戦略:千有余年にわたり都として反映し、日本文化のふるさとである京都に、東京とは異なる価値観を有する文化首都を構築する</li> <li>○京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略:「日本のこころのふるさと」の魅力に磨きをかけ、心豊かな生き方、暮らし方を大切にする社会を築く</li> </ul>
⑩H28、H29年度における取組の情報発信	<p>○平成28年11月12日「京都から、日本の未来を展望する」の開催(主催:京都市)〈朝日新聞、京都新聞に掲載〉</p> <p>○平成29年4月9日「文化庁地域文化創生本部設置記念式典」の開催(主催:文化庁、京都府、京都市、京都商工会議所)</p> <p>○平成29年「文化庁移転推進シンポジウム」の開催(主催:京都府、京都市、京都商工会議所) ・11月2日「文化による地方創生―関西からの展望―(大阪)〈読売新聞、京都新聞に掲載〉</p> <p>・11月30日「日本文化の展望～文化庁移転を機に考える～」(東京)〈朝日新聞、京都新聞、文教ニュースに掲載〉</p> <p>○文化庁京都移転に係る機運醸成を目的としたマンガ、パンフレット等を京都府、京都市、京都商工会議所共同で作成</p> <p>○なお、本年4月16日～20日の日経新聞夕刊「広角鋭角」において文化庁移転がフォーカスされた。</p>
⑪取組による地域への波及効果の検討状況	・文化庁地域文化創生本部、京都府、京都市、京都商工会議所、関西広域連合及び関西経済連合会の文化担当部局が参加し、「地域文化創生連絡会議」の開催等により事業の実施、意見交換、検証等に取り組んでいる。
⑫取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	<p>・文化庁にとっては、京都市など地方自治体との関係が深まることにより、これまで十分に受け止め切れていなかった地方自治体のニーズや文化庁施策への意見を把握している。また日常的に意見交換を行うことで、新たな文化政策の企画立案等に向けた地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力を進めることが可能となっている。</p> <p>・地元である関西にとっても、地方のニーズを国に直接伝えることができているほか、自治体の取組にも文化庁の参画を得て、他地域への波及が可能となった。</p> <p>例)地元の取組であった「全国高校生伝統文化フェスティバル」が、文化庁と共催となることでの全国展開へとつながった。</p> <p>例)楽器・道具の復元等の相談に対応し、継承・活性化に京都が取り組んでいる「伝統芸能文化創生プロジェクト」と文化庁が連携することにより、地元である京都の知見を全国に波及させることが可能になった。</p> <p>・関西の自治体や経済界における実務レベルの意見交換が盛んに行われるようになった。</p>
⑬取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	・日常的に伝統文化の色濃く残る京都でそのノウハウを得て文化庁が活動することで、京都における文化関係者・団体等が刺激を受け、活動の活発化につながるとともに、京都の伝統文化や文化財、観光、伝統産業、コンテンツ産業、飲食産業などとの相乗効果が創出され、またその効果が全国に発信されることが期待される。

## 中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	徳島県
②対象機関	消費者庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	<p>○「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」を平成29年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。</p> <p>○徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。</p> <p>○3年後を目途に検証し、見直しを行う。</p>
④H28年度の実績	—
⑤H29年度の実績	<p>・平成29年7月24日に、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点となる「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県庁舎10階に開設し、合計54名体制で業務を開始。</p> <p>・同オフィスでは、分析・研究、実証実験等のプロジェクトに着手するとともに、独自の研修事業や先駆的な商品テストも実施。</p>
⑥H30年度の実績予定(平成30年度予算の状況含む)	<p>【実施する取組】</p> <p>・平成29年度に実施した実証実験の結果を踏まえ、全国展開に向けた取組を行うとともに、シェアリングエコノミーに関する実証実験、行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究、独自の研修事業、先駆的な商品テスト等のプロジェクトなどを実施予定。</p> <p>【H30年度予算】</p> <p>・消費者行政新未来創造オフィス関係予算 合計3.9億円</p>
⑦定員・配置の状況	<p>○平成29年7月24日、徳島県に消費者行政新未来創造オフィスを設置。</p> <p>○同オフィスの定員は13名(内訳:本庁9名、他省支部局4名、全員常駐。)。平成30年7月現在、合計57名体制で業務を実施。</p>
⑧地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	あり
⑨地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】
	<p>○徳島県総合戦略:「基本目標1・新しい人の流れづくり」</p> <p>・平成28年9月1日に国が決定した「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に明記され、徳島県に平成29年7月24日開設された「消費者行政新未来創造オフィス」の活動を挙国一致で全面的にサポートする。</p> <p>・併せて、「東京一極集中の是正、ひいては日本創成の突破口を徳島から」との認識のもと、関係機関等とネットワークを構築し、消費者目線・現場主義に立った、「新次元の消費者行政・消費者教育」を展開、その成果を全国へ発信するとともに、新オフィス設置という好機を活かした「働き方改革」の実現や「企業の本社機能移転」の促進につなげていく。</p> <p>・このような取組を県を挙げて、戦略的に展開することにより、国の「3年後の検証・見直し」において、「消費者庁、消費者委員会、(独)国民生活センター」の「徳島への全面移転の実現」を図る。</p>
	【成果目標】
	<p>◆2015年度に「政府関係機関の本県への誘致」を提案・2019年度まで誘致を推進</p> <p>◆2017年度までに、全市町村で「消費生活センター」を設置(設置済み)</p> <p>◆2019年度までに、とくしま「消費者教育人材バンク」登録実施団体数を40団体</p>
⑩H28、H29年度における取組の情報発信	<p>・「消費者行政新未来創造オフィス」のホームページを開設し、プロジェクトの公表物や、オフィス関連のイベントに関するフォトレポート等を掲載</p> <p>・オフィスの成果について、随時記者発表を実施</p> <p>・オフィス開設後にシンポジウムを開催</p> <p>・プロジェクトに連動したフォーラムやシンポジウムなどを開催</p> <p>・オフィスの取組について、徳島県内の情報媒体(新聞等)へ原稿を提供(例:毎月1回、徳島新聞にコラムを掲載)</p>
⑪取組による地域への波及効果の検討状況	<p>徳島県においては、取組による波及効果等の検証について、平成30年2月に開催した消費者庁等移転推進協議会や、同3月に開催した消費生活審議会において、議論を開始した。</p> <p>県内での取組については、昨年度改定した「徳島県消費者基本計画」や「徳島県消費者教育推進計画」において、消費者庁や国民生活センターと連携したプロジェクトを含め、各施策のKPIを盛り込んだところ。これにより、進捗管理や効果測定を引き続き行う。</p> <p>徳島県において、プロジェクトの成果を全国発信するとともに、関西・四国・中国を中心に、各都道府県との連携による横展開の実現ができるよう様々な働きかけを行っている。その際には、連携する都道府県数が取組の指標の一つになることが見込まれる。</p> <p>今後、徳島県において、有識者からの意見も聴取し、より良い評価指標・評価方法等の検討を進める。</p>
⑫取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	<p>徳島県ではこれまで「とくしまサテライトオフィスプロジェクト」を展開してきたところ、平成28年3月に行われた消費者庁の徳島県での試行的滞在では、神山町のサテライトオフィスが活用された。平成30年3月末時点で、県内24市町村のうち、半数の12市町村に、ICT企業や映像関連企業など59社の企業が進出しており、その中には、徳島に本社を移転し、東京をサテライトオフィスとする企業も現れている。サテライトオフィスと地域との協働・共創関係の強化を図り、進出企業が地域の担い手として、人口減少や過疎化を始めとする様々な課題の解決や地域活性化につながる取組を展開中である。</p> <p>徳島県内で実施している国民生活センターの研修への参加の利便性の向上を図るため、徳島県から日本航空に飛行機の増便を依頼したところ、平成30年3月には、徳島阿波おどり空港発着の福岡便が一日1便増便された。</p> <p>また、「消費者行政新未来創造オフィス」には徳島県外から20名以上の職員が赴任しているほか、上記研修への県外からの参加者は平成29年度に延べ270名にのぼるところ、それらに係る様々な滞在費用が発生しており、徳島県内の消費活動をその分押し上げる効果をもたらしている。</p> <p>さらに、平成29年度には、消費者志向経営を目指す首都圏企業をメインターゲットに、「新次元の消費者行政・体感! ツアー」を2回開催し、(公社)消費者関連専門家会議(企業や団体の消費者関連部門の責任者や担当者が業種を超えて集う公益社団法人)の会員企業を中心に延べ26社・1団体の68名の参加を得たほか、県外の行政機関や消費者団体等が「消費者行政新未来創造オフィス」の視察に訪れている。</p>
⑬取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	<p>「消費者行政新未来創造オフィス」で展開するプロジェクトのうち、「消費者志向経営の推進」については、「とくしま消費者志向経営推進組織」の設立、徳島県内の20事業者(平成30年6月1日現在)が実施する「消費者志向自主宣言」など、大きな成果を挙げている。徳島県ではこれまで「倫理的(エンカル)消費」や消費者教育の推進など、消費者向けの施策は多く行われてきたところ、これに対する事業者の意識も「消費者志向経営の推進」の取組により向上しつつある。これにより、消費者をより意識した事業活動が活発化することが期待される。</p> <p>また、前述の「新次元の消費者行政・体感! ツアー」後、参加企業では、「働き方改革」への意識改革がなされるとともに、消費者志向自主宣言を見据えた取組や、地元企業・首都圏企業が連携した「エンカル商品」の共同開発がスタートするなど、新たな兆しが芽生え始めている。</p>

## 中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	和歌山県
②対象機関	総務省統計局
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	○和歌山県に「統計データ利活用センター(仮称)」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計マイクロデータを活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。
④H28年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計データ利活用に関する有識者会議の開催(5月27日)</li> <li>・個人企業経済調査・統計データ利活用研修会の開催(6月24日)</li> <li>・オンサイト施設の実証実験(7月4日～8日)</li> <li>・統計データ利活用シンポジウム開催(7月7日)</li> </ul>
⑤H29年度の取組実績	<p>30年度からの業務実施に向け、先行的な取組として、統計データ利活用促進プロジェクトを和歌山県において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計データ利活用研修会(6月28～29日)</li> <li>・子供向けプログラムイベント(8月23日)</li> <li>・オンサイト施設の試行運用(9月26日～10月5日)</li> <li>・統計データ利活用に関するニーズ把握(11月～3月)</li> </ul>
⑥H30年度の取組予定(平成30年度予算の状況含む)	<p>【実施する取組】 別紙参照</p> <p>【平成30年度予算】 統計データ利活用の推進のための予算(2.0億円)</p>
⑦定員・配置の状況	平成30年4月に和歌山県に新たに「統計データ利活用センター」を設置。 体制:統計局・統計センター職員、大学等からデータサイエンティスト(非常勤)など十数名
⑧地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	あり
⑨地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	<p>【位置付け】 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略:政府関係機関(独立行政法人等の関係機関を含む)の中から、和歌山県が持つ強みをさらに助長させるとともに当該機関の発展にも資する研究機関等の移転を求める。</p> <p>【成果目標】 なし</p>
⑩H28、H29年度における取組の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の開催(平成29年6月29日 毎日新聞)</li> <li>・プログラミング教室の開催(平成29年7月31日 産経新聞24面)</li> <li>・オンサイト試行運用について(平成29年9月27日 読売・毎日新聞)</li> <li>・統計データ利活用センターの開所について(平成30年4月2日 毎日・産経新聞、4月3日朝日新聞)</li> <li>・統計データ利活用センター開設ルポの取材(平成30年4月10日 産経新聞25面(和歌山県版))</li> </ul>
⑪取組による地域への波及効果の検討状況	・取組による波及効果等の検証について、平成30年6月に開催する「近畿圏の有識者によるデータ利活用ネットワーク会議」において議論する予定であり、有識者からのご意見をいただきながら、評価指標・評価方法等を今年度中に決定する予定。
⑫取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	・和歌山県は統計データ利活用センターの開所に合わせて「和歌山県データ利活用推進センター」を設置し、公的統計データをはじめとする様々なデータの利活用やそれを支えるデータ利活用人材の育成に関する取組を進めている。
⑬取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	・和歌山県への統計データ利活用センターの開所により、県内の中小企業等においてデータを積極的に利活用する機運が高まり、IoTなどデータ利活用分野に関する設備投資件数が増加するといった効果を見込んでいる。

※⑧、⑨、⑪、⑫、⑬については和歌山県から聴取

# 【別紙】 「統計データ利活用センター」平成30年度の取組

## 1. 統計マイクロデータの提供（オンサイト施設関係）

統計マイクロデータ活用の新たな仕組みであるオンサイト施設を運営し、統計マイクロデータを提供することで、地域の課題解決や発展を促すための環境を整備

### ① オンサイト施設の運用管理

ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とするオンサイト施設を稼働させるとともに、円滑な運用管理を行う。



オンサイト施設



運用管理施設

### ② オンサイト施設の全国展開

オンサイト施設の全国的なネットワークを構築するため、全国の大学や研究機関に対して、オンサイト施設設置に関する積極的な働きかけを行い、オンサイト施設の普及を推進する。

### ③ 統計マイクロデータ利活用に関する研究

統計マイクロデータの更なる利便性向上策の検討等、オンサイト施設・オンサイト利用の発展に関する先進的な研究を実施する。

#### オンサイト施設

- ・データを用いた先進的な分析が可能
- ・ICTを活用し情報セキュリティを確保  
⇒新たな社会経済価値を創出・発信



入退管理のされた  
セキュアな専用室

# 「統計データ利活用センター」平成30年度の取組

## 2. データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用推進

データ利活用の先進事例を創出するための研究、地方公共団体への統計データ利活用支援等、データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用を推進

### ① 地方公共団体との共同研究（データを活用した行政課題の解決）

和歌山県等の地方公共団体と共同研究を行い、行政データや民間データを統計データと組み合わせ活用し、空き家対策や人口減少等の行政課題を解決する取組を進め、データ利活用のリーディングケースの創出にチャレンジする。

### ② 民間ビッグデータ活用等の委託研究

民間ビッグデータと公的統計データを組み合わせたデータ利活用モデルの構築に関する研究等、データ利活用の拠点に相応しい先進的な研究を進める。

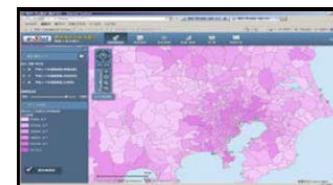
### ③ 地方公共団体への利活用支援

統計データ利活用相談への対応、ホームページを通じた先進事例の共有等の地方公共団体への統計データ利活用支援の取組を進める。

（都道府県担当者が参集する会議を「統計データ利活用センター」で開催予定）



組み合わせ活用



例) 人口・住居データ×水道使用データ  
⇒ 空き家の分布を推定



コンサルティングスペース

## 3. 統計データ利活用に関する人材育成

E B P Mに資する公務員向け研修会、ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ活用の講習会の開催等、データサイエンススキルの裾野を広げる取組を展開

### ① E B P Mに資する公務員向け研修会

統計研究研修所と連携し、E B P M実現に有用なカリキュラムやデータ分析の実践的な内容を盛り込んだ公務員向け研修会を開催する。

(「統計データ利活用センター」で開催予定)



統計データ利活用研修会

### ② ビジネスパーソンを対象とした講習会・セミナー

ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ(e-Stat、jSTAT MAP等)活用に資する講習会・セミナーを開催する。

### ③ 統計を活用したプログラミングイベント

若年層に統計やデータサイエンスへの興味を持ってもらうため、統計を活用したプログラミングのイベントを開催する。(夏頃、和歌山県内で開催予定)



キッズ統計プログラミング in 和歌山

## 中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	大阪府
②対象機関	特許庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	大阪をはじめ近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図る。このため、平成29年度に、近畿地方の7府県に所在する知財総合支援窓口を統括し、専門家による出願や海外展開等に関する指導・助言、ビジネスマッチングの機会の提供、特許庁等の行政機関、弁理士会、よろず支援拠点等へのつなぎ、出張面接審査・テレビ面接審査対応等のサービスの充実など、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の「近畿統括拠点(仮称)」を、大阪市内の交通至便地に設置する。このため、必要な予算を確保すべく、調整を進める。
④H28年度の取組実績	11月 契約審査委員会において、INPIT近畿統括本部の事務所選定方法を決定 12月 外部有識者から意見聴取 契約審査委員会において、事務所をグランフロント大阪北館タワーCに設置することを決定 3月 名称、設置場所、開所時期の目安等についてプレスリリース
⑤H29年度の取組実績	6月 平成29年7月31日に開所することを決定、プレスリリース 7月 INPIT近畿統括本部を開所
⑥H30年度の取組予定(平成30年度予算の状況含む)	・INPIT近畿統括本部では、(1)知的財産に関する高度・専門的な支援、(2)高度検索用端末による産業財産権情報の提供、(3)出張面接・テレビ面接の場の提供といった多面的な支援を通じて、近畿地方の中堅・中小企業、ベンチャー企業の知的財産を活用したビジネスの成長と拡大を、大阪府をはじめ近畿地方の自治体、日本弁理士会近畿支部、商工団体、金融機関等の関係機関や近畿7府県の知財総合支援窓口とも連携をしながら、一層の利用拡大に向けて後押ししていく。 ・平成30年9月3日(月)に、「INPIT-KANSAI開設一周年記念フォーラム」を実施する予定。
⑦定員・配置の状況	・平成29年7月31日に、大阪府大阪市北区に「INPIT近畿統括本部」を開所。 ・近畿統括本部長1名(INPIT理事長が兼任)、INPIT職員3名、知財戦略エキスパート(契約職員)4名、高度検索用端末指導員1名(契約職員)、補助職員(契約職員)3名、近畿地域ブロック担当(契約職員)1名 計13名
⑧地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	あり
⑨地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 東京一極集中を是正し、大阪府における「しごと」と「ひと」の好循環を生むため、国に対して提案した国機関の移転・設置については、次のとおり、移転方針が決定された。移転の実現に向け、関係機関との協議を進める。 機関名：工業所有権情報・研修館(INPIT) 移転方針：近畿地方におけるワンストップサービス化等の推進に向けた体制整備について、各府県における知財総合支援窓口を抜本的に底上げする近畿地方の統括拠点を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。  【成果目標】 ものづくり中小企業の集積と、知財への高い関心を踏まえ、知財戦略活用支援及び人材育成部門の西日本を対象とした拠点を大阪に設置 ⇒ものづくり企業の知財戦略取組の支援体制強化 大阪・関西の大学・企業・研究所等の集積を活かし、知財業務を担う人材の育成に寄与
⑩H28、H29年度における取組の情報発信	特許専門家 大阪常駐へ(平成28年9月16日 読売新聞29面) 関西中小企業の特許支援(平成28年11月24日 産経新聞(西日本版)3面) 知財活用支援拠点を設置(平成29年3月29日 産経新聞(西日本版)9面) 特許の面接 大阪で可能に(平成29年7月31日 日経夕刊1面) 中小の特許申請 後押し(平成29年7月31日 産経夕刊1面) 特許庁所管法人 大阪に初の拠点(平成29年7月31日 毎日夕刊7面) 梅田 起業の街に(平成29年8月1日 日経35面) 特許庁の独法 拠点開設(平成29年8月1日 日経35面) 近畿知財戦略の案内役(平成29年8月1日 日刊工業新聞2面)
⑪取組による地域への波及効果の検討状況	INPIT近畿統括本部の利用実績によって、地方創生への貢献度合いを検証する予定。
⑫取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	・INPIT近畿統括本部の開所により、大阪府内の中堅・中小・ベンチャー企業に対する海外展開、営業秘密に関する支援件数は、大阪府の企業支援拠点である、ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)で前年度比約2.5倍に増加し、INPIT近畿統括本部で前年度比約1.4倍に増加するといった相乗効果が図られている。さらに、金融機関、商工会、商工会議所と共同で、ビジネスシーンにおける知財活用と知財リスク低減に関するセミナーを大阪で新たに39回開催し、事業者等の理解増進につながっている。 ・高度検索用端末による産業財産権情報の提供、全国の約4割を占めるINPIT近畿統括本部での出張面接は、事業者の利便性向上、経費低減、権利取得等に寄与している。
⑬取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	・出張面接の活用による世界に通用する高品質な特許権は事業者のグローバルな事業展開を保証し、INPIT近畿統括本部活用に向けた利用促進セミナーや専門性が高い相談支援を継続的に実施することで、大阪府内の中堅・中小・ベンチャー企業の事業成長への貢献が期待できる。

## 中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	大阪府
②対象機関	中小企業庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するよう、近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向け、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する。具体的には、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成29年度に、地域経済に関する多様な情報を一元的に集約・管理し、中小企業庁に適時・適切に情報を伝達すること等を通じて、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。
④H28年度の取組実績	近畿経済産業局・中小企業政策調査課の設置に向けた調整を実施。
⑤H29年度の取組実績	平成29年4月から近畿経済産業局において、地域中小企業の実態を把握するため、局職員が「がんばる企業応援隊」として、年間1,000社訪問を目標に中堅・中小企業を訪問する活動をスタートさせ、平成30年3月末までに1,101社の訪問を実施。 また、企業ヒアリングをベースに中堅・中小企業実態調査レポート『関西企業フロントライン』としてとりまとめ、平成29年度は6回公表。レポートをもとに大阪府や兵庫県等の自治体と意見交換を行い、地域の実情把握を図っている。その他、中小企業庁と近畿経済産業局間において、中小企業政策や企業訪問活動から把握した関西企業の実態について日頃より意見交換を行っている。 (関西企業フロントライン) <a href="http://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/report.html">http://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/report.html</a>
⑥H30年度の取組予定(平成30年度予算の状況含む)	昨年度に引き続き1,000社の訪問を継続するとともに、訪問結果をベースに中堅・中小企業実態調査レポート『関西企業フロントライン』を年度内に4回程度公表予定。(5月16日には「関西中小企業における売上拡大を目指す設備投資の原動力の実態」を公表済み) 本レポートをベースに中小企業庁、自治体や支援機関との意見交換も併せて実施予定。 また、中小企業実態調査委託費(平成30年度予算額6.7億円の内数)を活用し、関西地域の中小企業における支援機関の活用実態を調査し取りまとめる予定。
⑦定員・配置の状況	近畿経済産業局に中小企業政策調査課を平成29年4月1日に設置。
⑧地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	あり
⑨地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 ・大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(P.55(抜粋)): ◆ 国への働きかけについて [1] 国機関等の移転・設置 東京一極集中を是正し、大阪における「しごと」と「ひと」の好循環を生むために、国に対して提案した国機関の移転・設置については、次のとおり、移転方針が決定されました。移転の実現に向け、関係機関との協議を進めていきます。 機関名: 国立健康・栄養研究所、工業所有権情報・研修館(INPIT) (詳細略) ※上記以外の府提案機関については、上記の進展状況や副首都推進本部における議論等を踏まえ、引き続き対応していきます。 ・中小企業庁の全面移転  【成果目標】 (記載なし)
⑩H28、H29年度における取組の情報発信	・地域中小企業の実態把握の一環として、関西の中堅・中小企業へのヒアリングを基にその最新実態を調査し、有識者や関係機関等との意見交換を実施し「関西企業フロントライン」を平成29年度に6回にわたり公表し、多数プレスに掲載されている。 (掲載例) 第3回「関西中小企業の事業承継時におけるM&Aの活用の実態」(平成29年10月19日公表)について、平成29年11月4日付け産経新聞朝刊及び同日付け読売新聞web版に掲載。
⑪取組による地域への波及効果の検討状況	・地域における中堅・中小企業の実態把握の結果等について、中小企業庁と近畿経産局の間で共有している。
⑫取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	・近畿経済産業局への中小企業政策調査課の設置により、年間1,000社の企業訪問や「関西企業フロントライン」の調査・公表により、地域における中堅・中小企業の実態把握が促進。また、把握した実態について、自治体や金融機関等の産業支援機関との意見交換や調査レポートの公表を行うことにより、地域全体での企業実態を共有している。
⑬取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	・引き続き、近畿地域において1000社訪問や調査レポートの公表を通じて、中堅・中小企業の実態把握が進むことが見込まれる。 また、これらの取組を通じ、自治体・金融機関等の産業支援機関とも企業の実態を共有することや中小企業庁における新たな政策策定につなげていくことにより、企業の課題解決の促進や地域経済の活性化が見込まれる。

## 中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	-
②対象機関	観光庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	2020年に訪日外国人旅行者数を4000万人とする等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化の取組の推進のため、地域ごとに異なる課題解決や地域における観光行政のワンストップサービス化を推進する。このため、関係省庁の地方支分部局等をメンバーとする「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を新たに設置・運営することとし、平成28年内に準備会を発足させ、平成29年度当初から運営できるように準備を進めるとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において、そのために必要な体制の充実・強化を図る。
④H28年度の取組実績	平成28年内に全国10のすべての地方ブロックにおいて準備会を発足。観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議の前身である「地方ブロック別連絡会」の構成員及び新たに構成員となる地方農政局等の関係省庁の支分部局等に対し、戦略会議への移行について、準備会から周知・説明するとともに、戦略会議で議論する課題の検討を開始した。
⑤H29年度の取組実績	平成29年4月～6月の間に全国10のすべての地方ブロックにおいて第1回観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を開催。各地方ブロックとも、これまでの地方ブロック別連絡会における課題の共有、新たに構成員となった地方農政局等の関係支分部局等の現在の取組を説明。 平成29年12月に全国10のすべての地方ブロックにおいて第2回観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を開催。課題の洗い出し及び取りまとめを実施した。
⑥H30年度の取組予定(平成30年度予算の状況含む)	観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において取りまとめた課題・成果の共有を行うほか、継続して取り組む課題の整理や解決に向けた方向性の検討を踏まえ、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化を推進していく。
⑦定員・配置の状況	平成29年度は、北海道運輸局及び近畿運輸局の観光部に、それぞれ観光戦略推進官1人を設置し、四国運輸局の観光部に観光地域振興課を設置。さらに、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局にそれぞれ2名、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局にそれぞれ1名、新たに定員を配置。 平成30年度は、北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局にそれぞれ2名、関東運輸局、中部運輸局、九州運輸局にそれぞれ1名、新たに定員を配置。
⑧地方版総合戦略における移転の取組の位置付けの有無	-
⑨地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】 - 【成果目標】 -
⑩H28、H29年度における取組の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス・タクシー充実課題 四国ブロック連絡会、訪日客増受け(H28.12.13日本経済新聞電子版)</li> <li>・訪日外国人旅行、受け入れ整備へ「戦略会議」初会合 北海道(H29.4.27毎日新聞地方版)</li> <li>・観光ビジョン関東戦略会議設置・要綱を承認(H29.5.9埼玉建設新聞)</li> <li>・省庁横断、観光ビジョン策定へ九州ブロック戦略会議設立 インバウンド誘客促進図る(H29.6.6産経ニュース)</li> <li>・通訳案内育成や体験型ツアーを 仙台で戦略会議(H29.6.10河北新報)</li> <li>・東京五輪で外国人誘客 5県、取り組み共有 北陸信越戦略会議が初会合(H29.6.24新潟日報)</li> <li>・新潟で観光ビジョン会議(H29.6.24北国新聞)</li> <li>・官民で観光戦略検討会議(H29.6.27中日新聞)</li> <li>・九州観光振興 ビジョン戦略会議が年度内に課題解決策(H29.6.29毎日新聞)</li> <li>・関西がインバウンドけん引 ブロック戦略会議開き官民連携の取り組み確認(H30.1.15トラベルビジョン)</li> </ul>
⑪取組による地域への波及効果の検討状況	本取組等を通じ、2020年における地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万人泊を目指す。
⑫取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	2012年における地方部での外国人延べ宿泊者数は855万人泊であったが、本取組等により、2017年は3,188万人泊(速報値)となり、この5年で3.7倍に増加している。
⑬取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	2020年における地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万人泊の目標が達成されることで、地方部での訪日外国人旅行消費額が増加するといった効果を見込んでいる。

## 中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査

①移転先	三重県
②対象機関	気象庁
③今後の取組について(H28.9.1)の内容	三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組への支援を強化するため、津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。また、災害時には三重県と協議のうえ県災害対策本部への職員派遣を行う。さらに、みえ防災・減災センターと津地方気象台がそれぞれ取り組んでいる防災を担う人材育成を一体的に実施するとともに、三重県教育委員会が実施する学校における防災教育の取組に対する支援を強化する。
④H28年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28.12に津地方気象台と県防災対策部との間で、「県防災施策に関する研究会」を設置し、「三重県版タイムライン」の策定を支援した。</li> <li>・H28.12.1に、津地方気象台職員の三重県災害対策本部への派遣に関して、『政府関係機関移転基本方針』に係わる津地方気象台と三重県災害対策本部の連携について』合意書を交わした。</li> </ul>
⑤H29年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H29.6.1より、「三重県版タイムライン」の試行を開始した。また、H29.11に開催した「県防災施策に関する研究会」において、試行の検証を行った。</li> <li>・台風第5号、21号対応のため、県災対本部に職員をリエゾンとして派遣した。</li> <li>・みえ防災・減災センターと津地方気象台が連携し、地震・津波や風水害に関するシンポジウム等を4回共同で開催した。さらに、みえ防災コーディネーター育成講座等研修事業を共同で実施し、県教育委員会が実施する、防災教育・防災対策に関する研修会等に、津地方気象台職員を4回派遣するなどの支援を行った。</li> </ul>
⑥H30年度の実組予定(平成30年度予算の状況含む)	<p>H30.4.1より、津地方気象台職員の「みえ防災・減災センター」駐在を開始した。</p> <p>H30.5.31「みえ防災・減災センター」主催の第1回地域防災研究会において、市町タイムラインのワークショップに県・市町・気象台職員が参加した。</p> <p>H30.7.31(予定)「みえ防災・減災センター」主催の市町防災担当職員研修で気象庁ワークショップを共同開催。</p> <p>H30.9.23(予定)「みえ風水害対策の日シンポジウム」のパネリストとして気象台長が参加。</p> <p>その他、「みえ防災・減災センター」が事務局となる各種の防災研修、防災講座等において、津地方気象台から講演の協力を予定している。</p>
⑦定員・配置の状況	—
⑧地方版総合戦略における移転の実組の位置付けの有無	なし
⑨地方版総合戦略における本取組の位置付けと成果目標	【位置付け】
	—
	【成果目標】
	—
⑩H28、H29年度における取組の情報発信	<p>H29年度におけるみえ防災・減災センター・県との取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月24日 みえ風水害対策の日シンポジウムにて津地方気象台長パネリストとして参加(H29.8.24 伊勢新聞)</li> <li>・12月10日 みえ地震対策の日シンポジウムにて津地方気象台パネル展示で参加(H29.12.13 中日新聞)</li> </ul>
⑪取組による地域への波及効果の検討状況	—
⑫取組による地域への波及効果(既に効果が発現しているもの)	「みえ防災・減災センター」と津地方気象台との連携においては、それぞれが企画するイベントを共催することにより、普及啓発の機会が増えるとともに、イベント開催PRIにも効果があがっている。H29.6.3に開催した防災講演会では募集定員を上回る参加希望があった。
⑬取組による地域への波及効果(今後効果が見込まれるもの)	「みえ防災・減災センター」と津地方気象台との連携で、防災人材の育成や啓発事業と一体的実施を図り、三重県のさらなる地域防災力向上につながる。